

(4) 危険物取扱中の作業者の不注意な行為等による火災の分析

3・2(3)(イ)に示した「危険物の取扱不良」113件について、その主な不注意な行為について分析した。その内訳は次のとおりである。

a	油量確認のため照明にライター等使用	30件(26.5%)
b	給油ノズル挿入のまま車両発進等	21件(18.6%)
c	誤給油等により抜取中	18件(15.9%)
d	給油,詰替中	14件(12.4%)
e	洗浄中	7件(6.2%)
f	注入中	5件(4.4%)
g	小分け中	5件(4.4%)
h	その他	13件(11.5%)

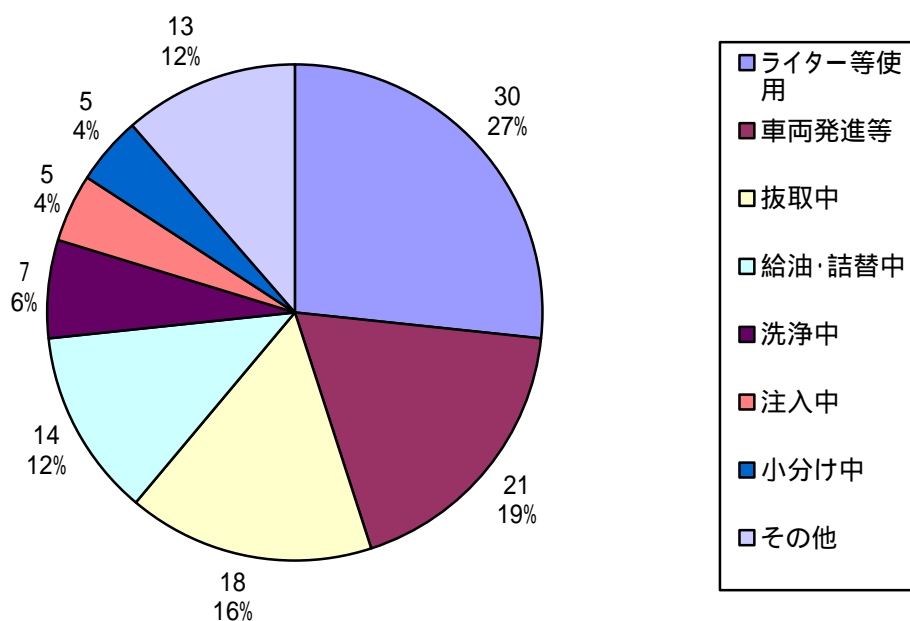


図 2 2 不注意な行為

危険物を取扱中に発生した火災のうち、不注意な行為等による火災の内訳は上記のとおりであるが、油量確認のため照明にライター等を使用した対象を見ると、地下貯蔵タンク11件(内1件は非防爆仕様の照明器具)、給油中10件、容器へ小分け中4件(内1件は照明電球破損)、容器等から燃料給油中3件、移動タンク貯蔵所1件、トラックから燃料抜取中1件となっている。

給油ノズルを車両の給油口に挿入したまま車両を発進させる等の事例は、3・1(1)ウbのとおりであり、顧客に対して合図するまで発進しないことを

事前に指導し、また、従業員自らも給油行為に限らずすべての作業等について、「指差呼称」を教育の中に取り入れるべきである。

誤給油等により抜取中に発生した火災については、燃料の抜き取りに伴う可燃性蒸気の発生、滞留、拡散を十分に考慮し、火源となりうる静電気、電気器具、工具等に十分配慮する必要がある。

給油中、詰替中、洗浄中、注入中においても、上記同様に可燃性蒸気の発生が著しい状態であり、火源となる静電気、裸火等に十分注意する必要がある。